

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

国民年金関係 7件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

A社の事業主は、申立人が昭和40年5月21日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、41年12月29日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、A社における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録に基づき、昭和40年5月から同年9月までは3万9,000円、同年10月から41年9月までは4万2,000円、同年10月から同年11月までは3万9,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年5月から39年12月まで
② 昭和40年1月から同年7月まで
③ 昭和40年8月から42年1月まで
④ 昭和52年11月から53年8月まで
⑤ 昭和53年9月から同年10月まで
⑥ 昭和53年11月から54年4月まで
⑦ 昭和54年5月から同年6月まで
⑧ 昭和54年7月から同年12月まで
⑨ 昭和55年1月から56年3月まで
⑩ 平成2年7月から同年9月まで

すべての申立期間について、厚生年金保険に加入していたと思われるため、厚生年金保険被保険者であったことを認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、社会保険事務所が保管するA社の被保険者名簿において、昭和40年5月21日から41年12月29日までの期間、生年月日は異なるものの申立人と同姓同名の未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

上記の被保険者記録では、生年月日が昭和16年1月20日となっていると

ころ、申立人は「誕生日を間違っていて記憶していた時期もあった。」と証言している上、実際に、申立期間より前の別の事業所での被保険者期間には、後日、生年月日が訂正され、統合された記録も確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 40 年 5 月 21 日に被保険者資格を取得し、41 年 12 月 29 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を、事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立人の上記期間に係る標準報酬月額については、社会保険事務所の管理する厚生年金保険被保険者原票の記録により、昭和 40 年 5 月から同年 9 月までは 3 万 9,000 円、同年 10 月から 41 年 9 月までは 4 万 2,000 円、同年 10 月から同年 11 月までは 3 万 9,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間①については、当時の同僚及び事業主の証言から申立人の勤務実態は推認できるものの、勤務していた期間や給与から厚生年金保険料を控除されていたことに関する具体的な記憶や証言は得られない。

申立期間②については、事業所が現存せず、事情を確認できない上、申立人が名前を挙げた同僚に確認しても、申立人の勤務実態を証明する証言は得られない。

申立期間④については、申立人が主張する所在地に、申立てのあった事業所を確認できない。

申立期間⑤については、申立人は、厚生年金保険の加入に関して曖昧な証言をしている上、社会保険事務所が保管する B 社の被保険者名簿にも申立人の氏名は確認できず、事業所からも、申立人が被保険者であったことは確認できない。

申立期間⑥については、申立人は、厚生年金保険の加入に関して曖昧な証言している上、事業所からも、申立人が被保険者であったことは確認できない。

申立期間⑦及び⑧については、申立人は、厚生年金保険の加入に関して曖昧な証言をしている上、申立ての事業所は厚生年金保険適用事業所として確認できない。

申立期間⑨については、申立てのあった事業所が加盟している厚生年金基金及び健康保険組合の名簿にも申立人の氏名は確認できず、当時の同僚からも申立人の勤務実態を確認できない。

申立期間⑩については、申立人は、厚生年金保険の加入に関して曖昧な証言している上、事業主から、「在籍期間が短かったため、厚生年金保険の加入手続をしていない。」との証言が得られている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間①、②及び申立期間④から⑩について、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 1 月 1 日から 20 年 9 月 1 日まで
社会保険事務所の記録では、A事業所に勤務していた期間について脱退手当金を受給したこととなっているが、受け取った覚えが無く、退職後は一切会社とは付き合いがないため、当該期間について被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、請求事業所の被保険者名簿に記載されている被保険者のうち、脱退手当金を受給している者は 13 名中 2 名と少なく、事業主が代理請求したとは考え難い。

申立人が当時受給可能であったのは、いわゆる短期脱退手当金であるが、申立人の場合、その支給要件の「戦争終結による事業所の廃止、休止または縮小により被保険者がその資格を喪失したとき」に該当するか否かについて、申立人は、「退職時にA事業所から慰留されたが、自己都合で退職した。」と主張しているほか、同僚からは、「同事業所は昭和 20 年 9 月 1 日以降も事業を継続しており、私は引き続き勤務していた。」との証言が得られていることから、申立人の退職事由が上記支給要件に該当するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成11年3月1日から13年2月20日までの期間について、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、34万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年10月1日から13年2月20日まで
平成6年10月から13年2月までA事業所に勤務していたが、そのうち平成10年10月から会社を辞めるまでの期間、実際にもらっていた給与と比べて、社会保険庁の標準報酬月額が少ない金額となっている。申立期間の給料明細も持っているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する厚生年金保険料控除額に見合った標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成11年3月から13年1月までの期間の申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、平成11年3月から13年1月までの期間にわたり一致せず、また、この期間には、事業主から社会保険事務所

に対して、厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の届出が2回出されることから、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成10年10月から11年2月までの期間については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に見合う標準報酬月額と社会保険庁の標準報酬月額が一致していることから、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料納付記録について照会したところ、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間当時は妻と共に自営業を営んでおり、経済的な余裕があったことから借金等は一切無く、国民年金保険料を支払う資力は十分あったので未納及び申請免除とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時は妻と共に自営業を営んでおり、経済的に余裕があったことから、保険料を支払う資力はあったので未納にするはずが無く、また、免除申請もしていない。」と主張しているが、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人は、保険料納付に係わる具体的な記憶が無いことなどから、その納付状況が不明である。

また、市役所が保管する申立人の国民年金被保険者名簿納付記録の昭和 58 年度の摘要欄には、妻と同様に「4 月 24 日 TEL にて納入督促」と記載されていることから、申立人夫婦は、納付督促を受けていたことが推認できるが、保険料を納付した形跡も見当たらない。

さらに、昭和 59 年度においては、申立人及びその妻共に申請免除の承認がなされていることが市役所の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の特殊台帳の記録から確認できることから、申立人若しくはその妻が免除申請を行い、承認を受けていたものと推察され、追納により保険料を納付した形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間当時の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料納付記録について照会したところ、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間当時は夫と共に自営業を営んでおり、経済的な余裕があったことから国民年金保険料を支払う資力は十分あったので未納及び申請免除とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時は夫と共に自営業を営んでおり、経済的に余裕があったことから、保険料を支払う資力はあったので未納にするはずが無く、また、免除申請もしていない。」と主張しているが、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人は、保険料納付に係わる具体的な記憶が無いことなどから、その納付状況が不明である。

また、市役所が保管する申立人の国民年金被保険者名簿納付記録の昭和 58 年度の摘要欄には、夫と同様に「4 月 24 日 TEL にて納入督促」と記載されていることから、申立人夫婦は納付督促を受けていたことが推認できるが、保険料を納付した形跡も見当たらない。

さらに、昭和 59 年度においては、申立人及びその夫共に申請免除の承認がなされていることが市役所の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の特殊台帳の記録において確認できることから、申立人若しくはその夫が免除申請を行い、承認を受けていたものと推察され、追納により保険料を納付した形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間当時の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から43年2月までの期間及び44年4月から45年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年11月から43年2月まで
② 昭和44年4月から45年9月まで

国民年金保険料の納付記録について照会したところ、昭和41年11月から43年2月までの期間及び44年4月から45年9月までの期間の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。父が納税組合長をしており、国民年金の加入及び保険料の納付をすべてやっていたので、詳細なことは分からないが、父から国民年金に加入し保険料を納付しておいたと聞かされていたので、未納及び未加入期間があることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人自身は国民年金の手續に直接関与していないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、父親が国民年金の加入手續及び保険料を納付したはずだと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年7月に払い出されており、別の国民年金手帳記号番号が払い出された可能性もうかがえないことから、申立期間①については、被保険者期間ではなかったことが推認され、保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立期間②については、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では大半が時効であり、過年度納付により保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 7 月から同年 11 月までの期間、40 年 3 月から同年 4 月までの期間、40 年 12 月から 41 年 12 月までの期間及び 44 年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 39 年 7 月から同年 11 月まで
②昭和 40 年 3 月から同年 4 月まで
③昭和 40 年 12 月から 41 年 12 月まで
④昭和 44 年 6 月

国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、申立期間の国民年金保険料について、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

当時、私は、母親と同居していたが、母親が生活の面倒を見てくれた。母親は几帳面な性格であったので、私の国民年金保険料を納付していたはずであり、未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立人の国民年金保険料を納付していたはずだと主張しているが、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人自身は国民年金の手續に直接関与していないため、国民年金の加入状況及び保険料納付状況が不明である。

また、申立期間当時、同居していたその母親は、昭和 39 年 6 月に国民年金に任意加入し、同月から 43 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたことから、申立人の管轄社会保険事務所において、申立期間①から③に係る 39 年 6 月から 41 年 12 月までの国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、44 年 6 月以降においても、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無いことから、その母親が申立人の国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人が年金手帳記号番号の払出しを受けた平成4年11月の時点では、申立期間③及び④については、時効により納付することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から49年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月から49年10月まで

国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、昭和48年3月から49年10月までの納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。当時は、個人事業を営んでいた時であり、自ら国民年金の加入手続をして保険料を納付したので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、また、自ら国民年金に加入し国民年金保険料を納付したと主張しているが、金額、納付方法等についての申立人の記憶が明確ではなく、保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間は未加入期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 500

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年ごろから51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年ごろから51年6月まで

昭和46年ごろ、町内の方から国民年金の加入を勧められたので、集金人に保険料を納めていた。申立期間について保険料納付の事実が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人から聴取しても、納付時期及び納付期間が明確でないことから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は国民年金保険料を集金人に納めていたと主張する一方、加入手続をした記憶は無く、年金手帳や領収書を受け取った記憶も無いとしており、申立内容に不自然な点が見受けられる。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 45 年 3 月まで

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、昭和 38 年 4 月から 45 年 3 月までの納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

私は、20 歳の誕生日を迎える正月に、父親から「出世払いを条件に私の国民年金を立て替えて支払う。」と聞いていたので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は 20 歳になったときに、父親が国民年金への加入手続を行ってくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 45 年 9 月以降に払い出されていることが確認できることから、申立人が主張している国民年金への加入時期とは一致しない上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「申立期間の保険料を立て替えて支払う。」との父親の言葉を憶えているとの主張であるが、納付を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がない上、加入手続及び保険料を納付していた父親は既に他界しており、当時の加入手続の時期や納付状況等が不明である。

さらに、国民年金手帳記号番号払出日を考慮すると、過年度納付できる期間が存在するが、申立人からは過年度納付したとの主張は無い上、特例納付によって申立期間の保険料を納付した形跡も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 217

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 5 月 30 日から 55 年 5 月 9 日まで
社会保険事務所の記録では、A社に勤務した期間のうち昭和 52 年 5 月 30 日から 55 年 5 月 9 日までの期間が厚生年金保険に未加入とされているが、正社員としてフルタイムで勤務しており、給与から健康保険・厚生年金保険料が控除されていたはずであり、一緒に働いていた同僚も加入しているので、当該期間について被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票などの資料は無く、申立人も保険料控除に関する具体的な記憶が無い。

また、事業主や同僚からも当時の状況について聴取したが、保険料控除に関する当時の状況について証言を得ることができない。

さらに、社会保険庁が保有するA社に係る被保険者名簿を調査しても、申立期間を含む整理番号 45 (昭和 51 年 8 月 26 日資格取得) から整理番号 100 (59 年 7 月 30 日資格取得) まで欠番無く並んでおり、申立人については整理番号 79 (昭和 55 年 5 月 10 日資格取得) の欄に記載されているのみである。

加えて、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。